

令和８年度第４回 野田市行政改革推進委員会

令和８年９月１日（火）１５時から

市役所低層棟４階 委員会室

１ 開 会

２ 議 事

学校配置の適正化について

３ そ の 他

４ 閉 会

学校配置の適正化

1 国の指針等

(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

少子化に対応した学校規模・配置の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校設置者である各市町村において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められることから、国は、各市町村における主体的な検討の参考として利用することを目的に、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、公表した。

①学校規模の適正化に関する基本的な考え方

手引では、学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があるとされている。

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を十全に行うためには、一定規模の集団が確保されていることが重要であり、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいとされている。

②学校規模の適正化を検討する際に考慮すべき観点

手引では、学校規模の適正化を検討する際に考慮すべき観点として、次のように示されている。

- ・学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条の規定により、学校規模の標準は、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」とされているが、「特別の事情のあるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要である。
- ・また、学校規模の適正化の検討に際しては、12 学級を下回るか否かだけでなく、12 学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要がある。
- ・さらに、同じ学級数であっても、児童生徒数の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なることから、法令上標準が定められている学級数に加え、1 学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められる。

③学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

手引では、法令上の学校規模の標準である「全校で 12 学級」を下回る小中学校への対応の目安等が次のように示されている。

各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年単学級の場合の 1 学級当たり及び学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれるとされている。

ア 小学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1～5学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
6学級	
7～8学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11学級	児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

イ 中学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1～2学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
3学級	
4～5学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
6～8学級	生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9～11学級	

(2) 学級編制の基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条の規定により、小学校または中学校では、同学年の児童で編制する一学級の児童数は35人を標準として、都道府県教育委員会が定めることとされている。

千葉県が定める令和8年度公立小中義務教育学校学級編制基準では、小学校及び中学校第1学年においては35人を標準とし、中学校第2学年及び第3学年においては40人を標準としている。なお、児童生徒の実態を考慮し、標準を下回る人数で編制の必要があると認める場合には、本基準の弾力的な運用をすることができることとされており、その一つとして中学校の第2学年と第3学年で、同学年の生徒数を38人で除し、端数を切り上げた編制（38人学級編制）を行うことができるとされている。

(3) 複式学級の基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、同施行令第1条）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、同施行令第1条の規定により、2つ以上の学年の児童生徒を1つの学級に編制する複式学級の基準は、小学校では、2つの異なる学年を合わせても16人以下（1年生を含む場合は、8人以下）となる場合に複式学級として編制される。中学校では、2つの異なる学年を合わせても8人以下となる場合に複式学級として編制される。

(4) 中学校における教員の配置基準

中学校に配置される教員数については、県の令和8年度公立小中義務教育学校定数配置基準により、以下のとおり示されている。

- ・各学校に校長1名、教頭1名を置く。
- ・学級編制基準に基づく標準学級に、1名の教員（担任）を配置する。
- ・標準学級から特別支援学級を除いた数により、下表のとおり、増置教員の配置を原則とする。また、10学級以上の学校に生徒指導担当の増置教員1名を配置する。

学級数	1、2	3、4	5～8	9	10～15	16、17	18	19～21	22、23	24～27	28	29	30 以上
増置教員	3	4	5	6	6	7	8	9	10	11	12	13	14
生徒指導 担当	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

2 野田市の現状と課題

(1) 地区別の児童生徒数の推移

児童生徒数は、市全体で年々減少が続き、令和 8 年に 1 万人を切った。さらに減少は続き、令和 7 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく推計により、令和 8 年と 5 年後の令和 13 年を比較すると、全体で▲17.5% (▲1,748 人) の減少が見込まれている。地区別で見ると、全ての地区で減少が見込まれ、最も減少率が小さい中央でも▲8.7% (▲170 人) となる見込みである。東部、南部、川間の減少率は 10% 台であるが、福田、関宿、北部はそれぞれ▲35.9% (▲125 人)、▲26.5% (▲336 人)、▲24.4% (▲448 人) と減少率が大きくなる見込みである。

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』による野田市の人口推計によれば、令和 27 年、令和 32 年にかけても更なる児童生徒数の減少傾向が続くことが見込まれている。

地区	小学校	中学校	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 13 年	
			人数	人数	人数	人数	人数	令和 8 年比
中央	2 校	1 校	2,065	2,185	2,053	1,962	1,792	▲170 ▲8.7%
東部	3 校	2 校	1,613	1,479	1,381	1,411	1,183	▲228 ▲16.2%
南部	3 校	1 校	2,606	2,601	2,581	2,593	2,234	▲359 ▲13.8%
北部	3 校	2 校	2,623	2,541	1,940	1,837	1,389	▲448 ▲24.4%
福田	3 校	1 校	632	505	380	348	223	▲125 ▲35.9%
川間	2 校	1 校	932	787	611	561	479	▲82 ▲14.6%
関宿	4 校	3 校	1,912	1,558	1,282	1,269	933	▲336 ▲26.5%
合計	20 校	11 校	12,383	11,656	10,228	9,981	8,233	—
			—	平成 27 年比 ▲727 ▲5.9%	令和 2 年比 ▲1,428 ▲12.3%	令和 7 年比 ▲247 ▲2.4%	—	▲1,748 ▲17.5%

※人数について、平成 27 年、令和 2、7、8 年は、各年 5 月 1 日現在、令和 13 年は、令和 7 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく推計値（いずれも特別支援学級含む）

※地区割は以下のとおり

- 中央地区：中央小・清水台小・第一中
- 東部地区：宮崎小・東部小・柳沢小・第二中・東部中
- 南部地区：南部小・山崎小・みずき小・南部中
- 北部地区：北部小・岩木小・七光台小・北部中・岩名中
- 福田地区：福田第一小・福田第二小・二ツ塚小・福田中
- 川間地区：川間小・尾崎小・川間中
- 関宿地区：木間ヶ瀬小・二川小・関宿小・関宿中央小・木間ヶ瀬中・二川中・関宿中

(2) 学校別の児童生徒数

令和7年12月1日現在の住民基本台帳に基づく推計により、令和8年と5年後の令和13年の学校別の児童生徒数を比較すると、南部小、第一中を除く全ての学校で減少が見込まれる。地区全体で大きな減少が見込まれる福田地区は、令和10年に3小学校と1中学校が統合して義務教育学校となるが、後期課程（福田中）は▲48.3%（▲58人）の見込みである。また、大きな減少が見込まれる関宿地区では、関宿中央小▲32.1%（▲84人）、木間ヶ瀬中▲34.2%（▲81人）の2校、北部地区では、北部小▲45.0%（▲94人）、北部中▲40.8%（▲131人）の2校が減少率▲30%を上回る見込みである。その他の地区では、みずき小▲30.1%（▲207人）、東部中▲36.6%（▲45人）が減少率▲30%を上回る見込みである。

	校名	平成27年			令和2年			令和7年			令和8年			令和13年				
		人数	学級数		人数	学級数		人数	学級数		人数	学級数		人数	R8年比		学級数	R8年比
			通常	特支		通常	特支		通常	特支		通常	特支		通常	特支		
小学校	中央小	731	21	5	673	21	6	597	19	5	579	18	6	496	▲ 83	▲14.3%	17	▲ 1
	宮崎小	545	18	2	503	16	3	415	14	3	411	13	4	348	▲ 63	▲15.3%	12	▲ 1
	東部小	282	12	3	212	8	2	131	6	2	125	6	2	102	▲ 23	▲18.4%	6	0
	南部小	777	24	2	739	23	3	716	22	4	708	22	5	730	22	3.1%	24	2
	北部小	559	19	0	467	15	0	241	10	2	209	8	2	115	▲ 94	▲45.0%	6	▲ 2
	福一小	92	6	0	66	6	0	21	3	1	22	3	1	29	7	31.8%	4	1
	福二小	63	6	0	56	5	1	73	6	1	59	6	1	24	▲ 35	▲59.3%	3	▲ 3
	ニッ塚小	273	10	1	206	8	1	159	6	2	147	6	2	108	▲ 39	▲26.5%	6	0
	川間小	223	9	2	159	6	2	123	6	2	117	6	2	95	▲ 22	▲18.8%	6	0
	清水台小	675	22	0	743	24	4	798	25	5	783	25	5	668	▲ 115	▲14.7%	22	▲ 3
	柳沢小	277	12	1	299	12	2	414	13	3	430	14	3	401	▲ 29	▲6.7%	14	0
	山崎小	393	12	2	420	13	3	395	13	3	368	13	3	329	▲ 39	▲10.6%	12	▲ 1
	岩木小	772	23	3	799	24	5	619	18	6	630	18	6	553	▲ 77	▲12.2%	18	0
	尾崎小	404	12	1	334	12	2	264	10	4	229	9	4	225	▲ 4	▲1.7%	11	2
	七光台小	473	16	1	361	13	2	223	9	3	215	8	3	179	▲ 36	▲16.7%	7	▲ 1
	みずき小	557	18	0	599	18	1	698	23	4	688	23	4	481	▲ 207	▲30.1%	17	▲ 6
	木間ヶ瀬小	251	9	2	172	6	2	138	6	3	117	6	3	99	▲ 18	▲15.4%	6	0
	二川小	500	16	2	357	12	2	331	12	2	322	12	3	241	▲ 81	▲25.2%	10	▲ 2
	関宿小	135	6	0	121	6	1	97	6	2	103	6	2	79	▲ 24	▲23.3%	6	0
	関宿中央小	403	13	3	318	12	2	268	12	3	262	11	4	178	▲ 84	▲32.1%	6	▲ 5
	小計	8,385	284	30	7,604	260	44	6,721	239	60	6,524	233	65	5,480	▲ 1,044	▲16.0%	213	▲ 20
	増減				▲ 781	▲ 24	14	▲ 883	▲ 21	16	▲ 197	▲ 6	5	▲ 1,044			▲ 20	
中学校	第一中	659	19	3	769	21	3	658	18	4	600	17	3	628	28	4.7%	19	2
	第二中	323	10	2	300	9	5	296	9	4	322	9	4	254	▲ 68	▲21.1%	9	0
	東部中	186	6	2	165	6	2	125	4	2	123	4	2	78	▲ 45	▲36.6%	3	▲ 1
	南部中	879	25	2	843	24	3	772	23	3	829	23	4	694	▲ 135	▲16.3%	22	▲ 1
	北部中	433	14	0	469	14	0	375	11	2	321	10	2	190	▲ 131	▲40.8%	6	▲ 4
	福田中	204	8	0	177	6	1	127	5	1	120	4	2	62	▲ 58	▲48.3%	3	▲ 1
	川間中	305	9	2	294	9	2	224	7	2	215	7	3	159	▲ 56	▲26.0%	6	▲ 1
	岩名中	385	12	2	445	13	2	482	13	3	462	13	4	352	▲ 110	▲23.8%	12	▲ 1
	木間ヶ瀬中	326	9	1	266	9	1	222	7	2	237	8	2	156	▲ 81	▲34.2%	6	▲ 2
	二川中	239	9	1	256	9	1	170	6	2	175	6	2	139	▲ 36	▲20.6%	6	0
	関宿中	59	3	0	68	3	0	56	3	1	53	3	1	41	▲ 12	▲22.6%	3	0
	小計	3,998	124	15	4,052	123	20	3,507	106	26	3,457	104	29	2,753	▲ 704	▲20.4%	95	▲ 9
	増減				54	▲ 1	5	▲ 545	▲ 17	6	▲ 50	▲ 2	3	▲ 704			▲ 9	
合計	合計	12,383	408	45	11,656	383	64	10,228	345	86	9,981	337	94	8,233	▲ 1,748	▲17.5%	308	▲ 29
合計	増減				▲ 727	▲ 25	19	▲ 1,428	▲ 38	22	▲ 247	▲ 8	8	▲ 1,748			▲ 29	

- ・ 4～5 学級（クラス替えができる学年が少ない規模） 2 校
- ・ 6～8 学級（全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模） 3 校
- ・ 9～11 学級（全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模） 2 校

（４）これまでの経緯

教育委員会では、児童生徒数が減少している地域について、コミュニティの核としての学校の役割を大切にしていけるべきであるという考えの下、複式学級を回避するための対応策の一つとして、平成 14 年 4 月から小規模特認校制度を導入するなど、伝統や地域性、少人数のメリットを生かし特色ある学校づくりを進めてきた。そのため、本市においては、統廃合について、具体的な検討はしてこなかった。

そのような中、令和 5 年 9 月に、福田第一小学校など 4 校の P T A や福田地区自治会連合会など 11 団体の連名で、福田地区学校配置適正化に関する申入れ書が市及び教育委員会に提出され、市及び教育委員会は、福田地区における学校配置の適正化に向けて検討することとした。検討に当たり、統廃合の要望を受けてから福田中学校を統合校とした義務教育学校の開校決定まで、統廃合自体への大きな反対もなく、令和 10 年度の開校に向けて進めている。

令和 8 年度において、小学校 20 校中 11 校（55%）、中学校 11 校中 8 校（73%）が国の示す適正規模に満たない状況であり、適正化を猶予している時間はないことから、児童生徒により良い教育環境を提供するため、市全体の小中学校の適正規模・適正配置等に係る基本方針を策定し、早急に具体的な議論に入らなければならないと考えている。

（５）児童生徒数の減少による教育上の支障

学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばし、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。

児童生徒数の減少により、少人数を生かした指導の充実といったメリットはあるが、一定規模の集団が確保されない場合、それを上回るデメリットが想定される。

①少人数を生かした指導の充実

本市では、これまで、以下のような小規模校のメリットを最大限に生かし、児童生徒の教育を充実させてきた。

- ア 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- イ 意見や感想を发表できる機会が多くなる。
- ウ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- エ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- オ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。
- カ 異年齢の学習活動を組みやすい。体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。

キ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。

ク 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

②一定規模の児童生徒集団が確保されないことで生じる課題

これまで、市では、小規模校において、少人数のメリットを生かし、各学校の努力や創意工夫により、特色ある学校づくりを進めてきたが、更に児童生徒数の減少が進み、1学級における一定規模の集団が確保されない状況になると、メリットを上回る以下のような教育上の支障が見込まれ、小規模校としての効果的な教育活動にも限界が生じる。

ア 社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

イ お互い切磋琢磨する教育活動ができない。

ウ 多様な考えに触れる機会が少ない。

エ 男女比の偏りが生じやすい。

オ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。

(生活指導上課題がある子どもの行動にクラス全体が影響を受ける。)

カ クラス替えがない場合に新たな人間関係を構築する機会が少ない。

キ 体育の球技や音楽の合唱のような集団学習に制約が生じる。

ク 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団行動・行事の教育効果が下がる。

ケ クラブ活動や部活動の種類が限定される。

③学校規模の縮小に伴う教職員の減少による教育環境の悪化

児童生徒数の減少に伴い、教職員数も少なくなっていくことにより、児童生徒の教育環境の悪化が見込まれる。

ア 教員個人の力量への依存度が高まり負担が大きくなる。

イ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる。

ウ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた配置ができない。

エ 児童生徒が教員から多様な物の見方や考え方、表現の方法を学べない。

3 他自治体における基本方針

	適正規模（学級数） 1学級当たりの下限	検討開始時期	統合案の提示
印西市	小学校はクラス替えができる12学級以上、中学校はクラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる12学級以上 1学級当たりの下限は示していない	小学校は、クラス替えできない6学級、中学校は、クラス替えできない学年がある4～5学級になった場合	対象校を示した統合案を提示 ⇒基本方針で統合を進めるとした6校のうち、2校は案のとおり完了、2校は案とは異なるが完了、2校は検討継続中

君津市 ※基本計画	小中学校いずれもクラス替えができる1学年2学級以上（小学校12学級以上、中学校6学級以上） 1学級当たりの下限は示していない	具体的な時期は示されていない。複式学級や単学級の解消への対応が急がれる学校から検討する。	具体的な統合案は、実施計画に位置付けている。 ⇒実施計画に位置付けた5か所について計画どおり完了
館山市	1学級当たりの下限は、小学校は15人、中学校は30人 適正規模としての学級数は示していない ※実施計画の中で、小中学校いずれも12学級以上と示している。	1学級当たりの下限（小学校15人、中学校30人）を下回ることが想定される場合	具体的な統合案は、実施計画に位置付けている。 ⇒実施計画に位置付けた小学校2校の統合について計画どおり完了
香取市 ※方針と計画が一体	小学校はクラス替えができる12学級以上、中学校は専任の教科担任の配置等を考慮し12学級以上 1学級当たりの下限は、小学校20人程度、中学校は各学年2学級となる人数（1学年36人以上）	複式学級のおそれがある場合	基本方針には位置付けず、再編計画案として統合案を示している。 ⇒7か所のうち、6か所では計画どおり完了。1か所については、小学校3校の統合案であったが、1校の同意が得られなかったため、2校での統合を行った。
鹿沼市 ※基本計画	小学校は6学級以上、中学校は3学級以上かつ1学級16人以上	具体的な時期は示されていない。	具体的な統合案は、実施計画に位置付けている。 ⇒再編計画に位置付けた8地区のうち4地区では合意が得られず、協議を継続している。
新発田市	小中学校いずれもクラス替えができる1学年2学級以上、1学級当たりの下限は20人以上が望ましい。	いずれかの学年で1学級となった場合統合を検討する。	対象校を示した統合案を提示 ⇒5校中4校は予定どおり完了。1校は、反対意見があったことから時間をかけて合意形成を図り統合を行った。